



# いじめ防止 基本方針

清瀬市立清瀬中学校



# ～ 目 次 ～

<b>内容</b>	
1	いじめの定義.....2
2	本校の基本方針.....2
3	いじめの禁止.....2
4	いじめ防止に向けた主な学校の組織.....3
5	具体的な取組.....3
(1)	「いじめ防止対策委員会」の設置について.....3
(2)	いじめの未然防止・・・開発的アプローチ.....3
(3)	いじめの早期発見・・・予防的アプローチ.....4
(4)	いじめの早期対応・・・問題解決的アプローチ.....5
(5)	重大事態への対応.....5
①	重大事態の定義.....5
②	重大事態への対応.....5
6	いじめ防止基本方針の検証と改善.....6

## 1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。)第二条の規定に習い、いじめを次のように定義します。

いじめとは、ある生徒に対して、その生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとします。ただし、以下の点に留意することとします。

- (1) 行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立って行う。ただし、いじめられた生徒の主観を確認する際に、いじめられた生徒本人や周囲の状況等を客観的に確認しながら判断する。
- (2) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わない。
- (3) 「心理的な影響」とは、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えることを意味する。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。
- (5) 原則としてけんかはいじめと区別するが、被害を受けた生徒が感じる被害性に着目して見極めるようにする。
- (6) インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、加害行為を行った生徒に対する指導等については適切に対応する。
- (7) いじめの指導は、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合等は、悪意がなかったことを十分加味した上で対応する。
- (8) いじめの中には、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。

## 2 本校の基本方針

人間にとって一番大切なものは、命です。ですから、いかなる時でも自他の生命と人権を尊重し、規範意識をもち、思いやりがあふれる学校をつくることが大切です。

いじめは、生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為です。学校は、いじめはどこでも、誰にでも起こり得ると認識し、全教職員で組織的に対応します。加えて、保護者や地域住民、関係機関との緊密な連携により、いじめ問題に正面から向き合い、これを解決していかなくてはならないと考えます。

清瀬中学校の生徒たち一人ひとりの人間としての尊厳を守り、いじめ防止対策を推進するために本校では、次のような基本姿勢で取り組んでいきます。

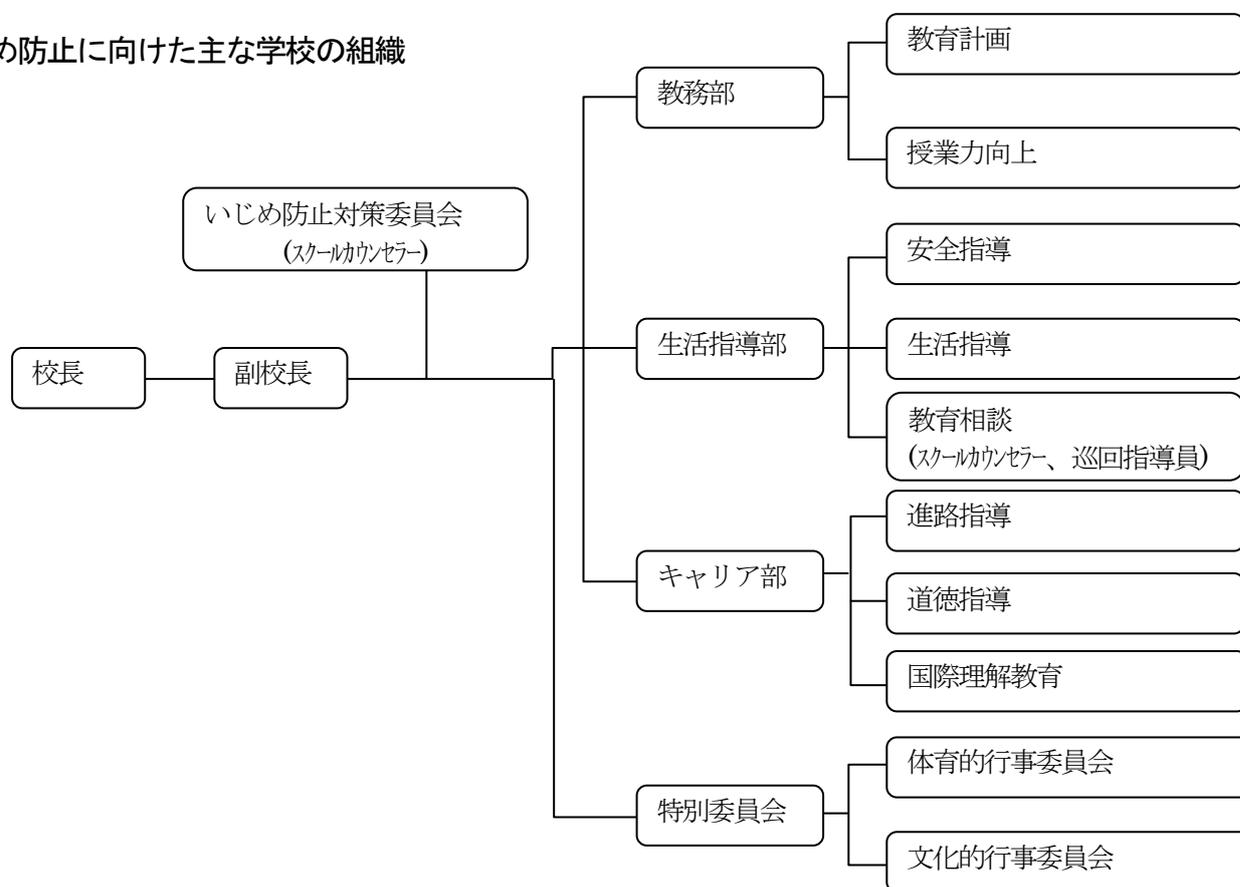
基本姿勢：「するを許さず されるを責めず いじめに第三者なし」

- ① 生徒の規範意識や思いやりなどの豊かな心を育て、いじめの起こらない学校をつくる。
- ② いじめは生徒の生命にかかわる問題として、絶対に許されないという認識をもって対応する。
- ③ いじめの指導は、いじめられている生徒の立場に立って行い、いじめられている側の問題とは切り離して対応する。
- ④ いじめの行為については強く否定するものの、加害生徒の人格の否定にならないよう配慮した指導を心がける。
- ⑤ いじめの傍観者にも問題があることを認識させる指導を行う。
- ⑥ 家庭や地域などの関係機関が、それぞれの役割に基づきつつ、一体となって取り組める体制を築いていく。
- ⑦ いじめは、場合によっては刑法に抵触することも念頭に入れ、必要に応じて関係機関との連携を図る。

## 3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものです。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはなりません。

## 4 いじめ防止に向けた主な学校の組織



- ※ スクールカウンセラーは、いじめ防止対策委員会に参加し、生活指導に関する諸会議と常に連携を図る。
- ※ スクールカウンセラー及び巡回指導員は、いじめや不登校の防止及び解決に向け、教育相談部会に参加する。部会では、生徒・保護者の情報を収集及び発信し、教員との情報共有に努める。また、専門的な見地から今後の指導や他機関との連携についての助言を行うとともに、直接担任等への助言も行う。さらに、いじめや不登校など生徒の心の課題に対し、必要に応じて学校における研修の講師を務める。

## 5 具体的な取組

### (1) 「いじめ防止対策委員会」の設置について

#### ① 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）等

#### ② 「いじめ防止対策委員会」の取組内容

- ・学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・いじめ問題に関する年間指導計画の検討
- ・いじめに関するアンケート調査の実施・結果分析
- ・いじめに関する情報の収集及び共有
- ・いじめの事実の確認及び対策の検討、対応の確認、経過観察
- ・当該生徒（被害生徒・加害生徒）への精神的ケア
- ・生徒指導体制の強化・支援
- ・外部組織への協力要請

### (2) いじめ防止の未然防止・・・開発的アプローチ

生徒に自己肯定感をもたせ、目標をもった生活を送らせることや自尊感情と他への思いやりに満ちた豊かな心を育てることが「いじめが起らない学校」をつくるためには重要です。そこで、本校では、日頃から好ましい人間関係を築きながら豊かな心を育て、生徒の心の成長をはかる取組を充実させていきます。

また、安心して学校生活を送ることができるようにするために、保護者との連携を強化し、次のような取組を進めていきます。

① 自己肯定感をもたせる取組

《わかる授業づくり》

生徒が達成感や充実感をもつことができる授業づくりに努めます。各教科では、授業改善プランを作成し、教材や指導方法について話し合う中で、生徒が主体的に学ぶ授業や、個に応じた指導の充実を図り、生徒にわかる喜びを与えられる授業をめざしていきます。

《充実した行事の実施》

目標に向かって熱中したり、集中したりしているとき、人は自己肯定感が高まって、相手を傷つけたりすることはありません。本校では運動会、音楽祭、校外学習、移動教室、修学旅行などの学校行事においては、生徒が自らの手でつくり上げることをめざし、教員はその支援に徹します。

《キャリア教育の充実》

生徒に将来の夢をもたせ、目標をもって日々の生活を送れるように促します。様々な体験等を通して、勤労観や職業観を育てます。そして、将来的な見通しや目標をもたせながら、卒業後の進路を考えさせるような指導を進めていきます。

② 豊かな心を育てる取組

《道徳教育の充実》

道徳教育、人権教育の充実を図る中で、「いじめ」「生命尊重」に関わる授業を実施します。他人を思いやる心や人権意識を高めることで、「いじめをしない」「いじめを許さない」心を育てていきます。

《命の教育や心の健康》

命の教育や心の健康に関する体験的プログラムの充実を図ります。

・赤ちゃんのチカラプロジェクト

赤ちゃんに触れ合うことで、ひとりにひとつずつある命の大切さについて学びます。また、自分もたくさんの人に大切にされ、愛されてきたことに気づかせます。

《生徒会主催による「あいさつ運動」》

朝の登校時に、生徒会主催の「あいさつ運動」を行っています。普段、あまり会話のもてないような仲間とも、挨拶をきっかけとして交流をもつことができ、また、仲の良い人とも、更に親睦を深めることができます。挨拶を超えて、ハイタッチをし合う中で、笑顔が生まれ、明るい雰囲気をつくりだします。また、挨拶することが身に付き、仲間と積極的に関わろうとする気持ちを育むことができます。

③ 保護者との連携

《一家庭一役》

学校と保護者が連携を図ることは生徒の健全育成に必要不可欠なことです。そのきっかけとして、保護者の方々に、本校の取組を理解していただく機会をつくります。公開授業、行事等、年に1度は足を運んでいただくよう、「一家庭一役」を推奨します。

(3) いじめの早期発見・・・予防的アプローチ

深刻ないじめに発展する前に、早期に発見し、早期に対応していくことが大切です。いじめの早期発見のためには、生徒と周囲の大人とがコミュニケーションをとりやすい環境づくりと安心して相談できる関係づくりが重要です。また、本校ではいじめの兆候を発見した時は、早期に組織的な対応がとれる体制を構築しています。

① 生徒と教員のコミュニケーション環境の整備

《廊下職員室》

本校は休み時間や、給食の準備時間の時間においても教員が廊下を歩き、生徒とのコミュニケーションを図っています。また、生徒会活動や部活動においても一緒に活動することを通して、生徒との距離間を縮め、小さな声を拾えればと考えています。

## ② 生徒と教員の関係性の構築

### 《「挨拶」＋「一声運動」》

挨拶がコミュニケーションの第一歩です。そこから人間関係がスタートします。清瀬中学校では挨拶に加え、「元気?」「昨日はなかなか良い意見だったね」・・・など様々な一言をそえて気持ちを届けようとしています。届けられた気持ちは、届けた側も届けられた側も心を成長させます。

## ③ その他の情報収集のための手段

### 《ふれあいアンケート》

年に2回、ふれあいアンケートを実施しています。生徒からの何らかの記述があれば、担任が個別に面談し、本人とご家庭の意思を尊重しながら、当該学年や生活指導部、そしていじめ防止対策委員で情報を共有し早期対応します。

### 《生活指導部会での情報交換と指導計画》

週に一度、「生活指導部会」を開催しています。生徒の様子について共有し、必要な指導や支援について充分に話し合いを重ね、解決の方向生を確認します。

### 《教育相談部会における支援計画》

週に一度、「教育相談部会」を開催しています。スクールカウンセラーも参加して、生徒の情報を共有しながら、具体的な支援方法や支援の方向生について話し合っています。

## (4) いじめの早期対応・・・問題解決的アプローチ

いじめられている生徒の SOS を確実に受け止め、その生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な対応を行い、解決に向けて学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、いじめに加わった生徒と傍観していた生徒に対して、心の成長と支援に努めなければなりません。さらに、いじめにあった生徒を学校と家庭と地域社会が総がかりで守るとともに、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

## (5) 重大事態への対応

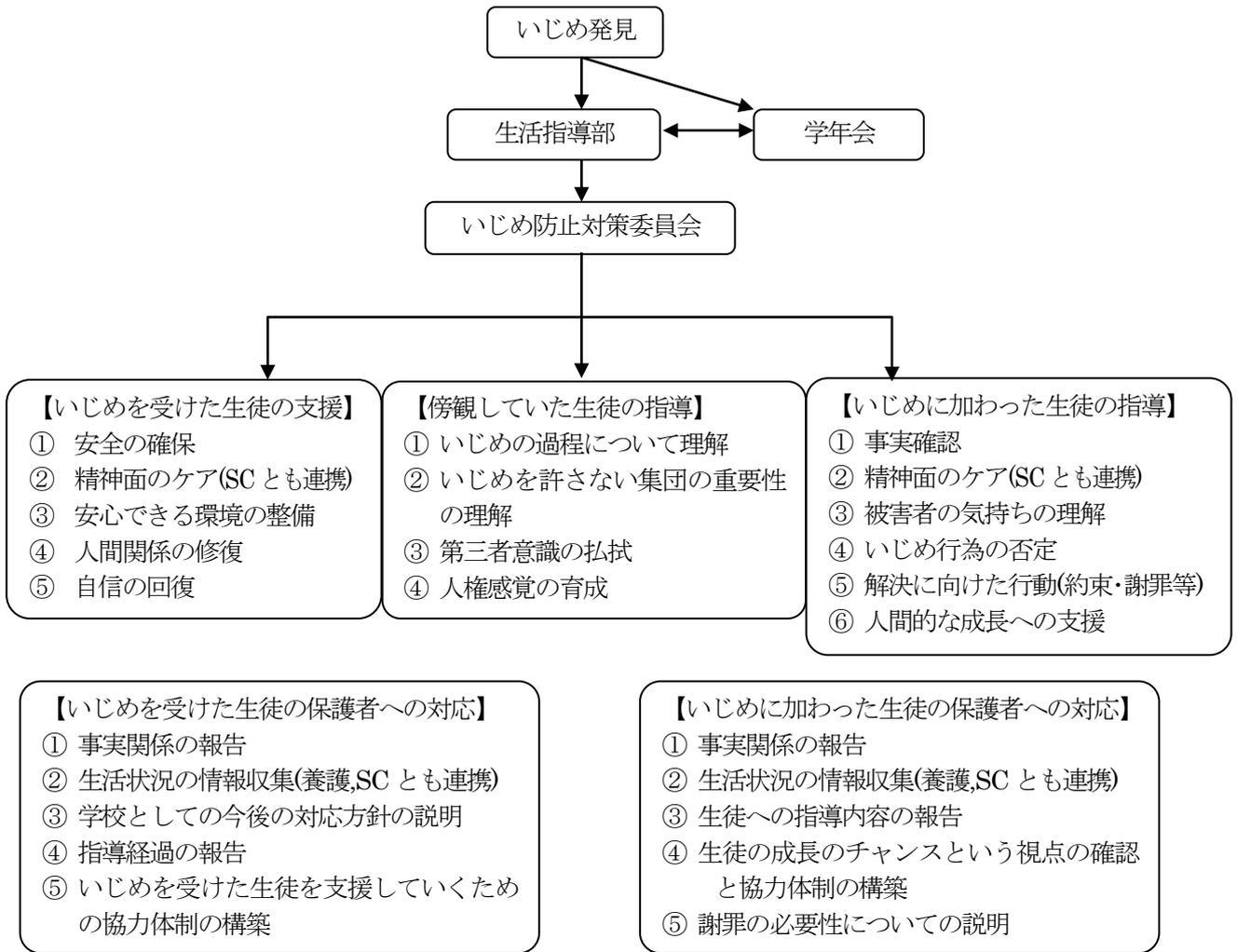
### ① 重大事態の定義

- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 重大事態かどうかの判断は、当該生徒に対するいじめにより、例えば「生徒が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」等が例として考えられる。ただし、その判断は特定の教職員のみによることなく、校内組織や教育委員会の附属機関を活用して行うものとし、いじめられた生徒の主観の確認とともに、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周囲の状況等を客観的に確認することとする。

### ② 重大事態への対応

- ア いじめを受けた生徒を守ることを第一に考えて対応していきます。
- イ 実態調査と並行して教育委員会への報告を随時行っていきます。
- ウ 教育委員会の指導・助言の下で全職員が組織的に対応していきます。
- エ 必要に応じて関係機関と連携して対応します。
- オ いじめを受けた生徒とその保護者の心のケアに留意し、連絡を緊密にとりながら対応していきます。

【一般的ないじめへの対応の流れ】



## 6 いじめ防止基本方針の検証と改善

いじめ防止対策委員会及び学校運営連絡協議会を定期的に開催し、「いじめ防止基本方針」の見直しと改訂を適宜進めます。

いじめ防止対策委員会では、1学期に方針について説明し、その状況に応じて本校のいじめの実態について報告し、それらに対する対応や解決策の検討、いじめ問題の解消に向けた指導の状況について協議します。そして、次年度の方針策定に向けての改善についても検討していきます。

また、学校運営連絡協議会においては、1学期に基本方針について説明し、2学期には学校評価アンケートの結果なども報告しながら、取組や基本方針に対する意見を出し合い、次年度に向けた検証を進めます。3学期には、次年度に向けた改善点について具体的に議論し、「いじめ防止基本方針」の改善につなげます。